

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
東華建設株式会社	宮城県塩竈市新浜町2-15-1

2. 指名停止措置期間

令和7年3月19日 ～ 令和7年4月18日 (1ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

4. 事実概要

東華建設株式会社は、同社の業務に関し、塩釜漁港近くの海上で油の流出事故を起こしたことが、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に違反したとして、令和3年9月10日に仙台簡易裁判所から、同社及び同社社員がそれぞれ罰金刑に処する旨の略式命令を受け、いずれもその刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、令和7年2月6日に建設業許可部局である宮城県知事から監督処分（指示処分）を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第2第15号に該当する。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第2（抜粋）

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

<発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会>

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 (TEL 022-225-2171) (代表)

○ 総務部 契約課 課長 ^{かわさき たすみ}川崎 友美 (内線 2511)建設専門官 ^{しぶや たかひろ}渋谷 隆博 (内線 2512)総務部 経理調達課 課長 ^{ちば てつや}千葉 哲哉 (内線 6551)

○は本件の主務課です。